

新潟市介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具」という。）を購入する際、一時的な費用負担の軽減を図るため必要な事項を定めるものとする。

(受領委任払い)

第2条 受領委任払いとは、被保険者が福祉用具購入費の受領に関する権限を、当該福祉用具の販売に係る指定を受けたサービス事業者（以下「事業者」という。）に委任することで、本市が事業者に対して福祉用具購入費を支払うことをいう。

(受領委任払いをしない場合)

第3条 市長は、被保険者が法66条第1項に規定する支払方法変更の適用を受けている場合又は法第69条第1項に規定する給付額減額等の適用を受けている場合は、受領委任払いを行わないものとする。

(誓約書)

第4条 受領委任払いを希望する事業者は、事前に介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る誓約書（別記様式第1号。以下「誓約書」という。）を市長に提出しなければならない。

(支給申請)

第5条 福祉用具購入費受領委任払いを希望する被保険者又は事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 新潟市介護保険法施行細則（以下「細則」という。）に定める介護保険（居宅介

護・介護予防)福祉用具購入費支給申請書

(2) 当該福祉用具の概要を記載した書類 (パンフレットの写し等)

(3) 領収書 (利用者負担となる金額)

(4) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該福祉用具購入費にかかる支給又は不支給の決定を行い、細則に定める介護保険 (居宅介護・介護予防) 福祉用具購入費支給・不支給決定通知書により通知するものとする。

(受領委任払いの中止・返還)

第7条 市長は、誓約書の提出のあった事業者に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払いを中止又は返還させることができる。

(1) 誓約書の内容を遵守しなかった場合

(2) その他受領委任払いによることが適当でない場合

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。